

野田地域活性化施設基本構想等策定業務に関する事前審査型一般競争入札実施要領

- 1 業務名 野田地域活性化施設基本構想等策定業務
- 2 目的 出水市では、令和4年度に旧野田町地域が過疎地域の指定を受けることとなり、出水市過疎地域持続的発展計画において、野田地域の活性化を図るため、市民の集いの場や関係人口の創出の場所となるような施設を検討し整備するとしている。それに伴い、野田地域の各種団体から出席者を求め開催された野田地域活性化施設検討委員会において、旧野田支所跡に屋根付き広場を整備するとの検討結果に至った。  
このような経緯、方針を踏まえ、野田地域の活性化に資する施設を整備するための基本構想及び基本計画を策定することを目的とする。
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年3月24日まで
- 4 業務場所 出水市役所政策経営部企画政策課
- 5 業務内容 別紙「野田地域活性化施設基本構想等策定業務仕様書」のとおり
- 6 業務担当課 出水市役所政策経営部企画政策課
- 7 参加表明書等の提出先  
〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号  
出水市政策経営部契約検査課  
電話 0996-63-4064  
FAX 0996-63-2223  
メールアドレス keiyaku\_c@city.izumi.kagoshima.jp
- 8 入札参加資格  
本入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 平成26年度以降に本市を含む地方公共団体において、公共施設の基本構想または、基本計画策定に係る同種または類似業務の受託実績を有すること。
  - (2) 本業務を遂行するために必要とされる知識と経験を有する人材を配置することが可能であること。
  - (3) 九州管内に事務所を有し、本市の要請に対して早急な対応が可能であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告日から受託者決定日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年出水市告示第70号）第3条及び出水市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年出水市告示第141号）第3条の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札参加申込書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成20年出水市告示第69号）第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。なお、未登録の者は、令和6年5月17日（金）までに登録申請を行うこと。

9 入札日 令和6年6月7日（金） 午後1時30分

10 入札場所 出水市役所本庁4階 401会議室

11 実施要領等の配布

実施要領、入札参加申込書、入札書等の様式は、出水市ホームページからダウンロードすること。

12 入札参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 8の(1)についての業務実績一覧（様式2-1）

ウ 8の(2)について仕様書「5 業務の管理技術者、照査技術者及び主担当技術者」における各予定技術者の経歴等（様式2-2）

(2) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時15分

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先 政策経営部契約検査課

(5) その他 入札参加資格審査の結果については入札参加申込書に記載された連絡担当者に対し、令和6年5月31日（金）午後

5時15分までに行う。

### 1.3 質問の受付及び回答

#### (1) 質問書の受付

ア 提出書類 質問書（様式3）

イ 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時15分

ウ 提出方法 電子メール（keiyaku\_c@city.izumi.kagoshima.jp 宛）  
又はFAXで提出し、提出後は必ず、契約検査課へ電話で  
連絡すること。

エ 提出先 政策経営部契約検査課

#### (2) 質問への回答

ア 回答期限 令和6年5月22日（水）午後5時15分

※ 随時、回答を行うが最終回答期限を示している。

イ 回答方法 提出された全ての質問及びその回答について、出水市ホームページに公表する。

### 1.4 その他

本入札への参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。  
なお、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。